

様式第4号（第6条関係）

令和6年11月1日

富士見市議会議長 田中 栄志様

議員名 伊勢田幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和6年10月18日（金）午後1時30分から午後4時頃まで
- 2 参加者名 伊勢田幸正
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかわる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

被告となっている本市職員への尋問が行われた。

内容を要約すると、

弁護側から残土の分別について、残土の量の算出について、工事記録について、現地に被告が行った経緯、その際の様子について等の質問が行われた。

検察側から、被告の役職について、地質調査委託の書類は目を通したか（全部は目を通しておらず、まとめた報告書を見ているとのこと）、廃棄物が混入していることを知っていたか、現地に行った際に廃棄物がとり切れていることにきづかなかったのか等の質問が行われた。

裁判所側からは、工事の費用について、指示書について、現地へ行った際の服装・靴について、その際足元を見なかったのか等の質問が行われた。

次回公判は令和7年1月10日(金)午後1時30分からとなった。ここで結審の余地とのことである。

5 感想及びまとめ

被告側が容疑を否認しており、私見を述べるのは控えるものとする。

また法廷は録音が禁止されており、マイクなどの音響設備もない。あくまで小職のメモにより本報告書を作成していることに留意いただきたい。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後も本事案は注視をしてみたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、無党派議員にて保管